

川崎管内排出油等防除協議会 防除活動マニュアル

(第1 目的)

1 本マニュアルは、川崎管内排出油等防除協議会（以下「協議会」という。）の活動海域内において排出油等事故が発生した場合における協議会会員（以下「会員」という。）の具体的な防除のための活動方針を定め活動内容等に関する情報を共有することにより、迅速かつ確かな防除措置の実施に資することを目的とする。

(第2 活動方針)

1 油等排出事故発生時の活動

- (1) 会員である石油関係企業、石油化学・電力等の企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者となった場合又は自衛等により防除活動を実施するものとする。
- (2) 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による海上保安本部長等からの要請により防除活動、二次的災害の防止対策を実施するものとする。
- (3) 会員である民間防災機関、サルベージ、漁業団体等は、原因者等からの要請又は自衛により、防除活動、二次的災害の防止対策を実施するものとする。

2 活動の調整

協議会会長（以下「会長」という。）は、大量の油等が排出され、又は排出されるおそれがある場合は、迅速かつ組織的な防除活動の調整を行うものとする。

(第3 事前対策)

1 通常の活動

- (1) 会員は、保有する資機材等の点検・整備を励行し、常に良好な状態を維持するとともに、連絡体制、資機材の輸送手段の確保等を行っておき、迅速な防除活動の確立に努めるものとする。
なお、資機材、動員勢力等に大きな変更を生じた場合等には、その都度会長に報告を行うものとする。
- (2) 会員は、随時、本マニュアルの見直しを行い、変更事項、改善すべき事項等が生じた場合は会長に速報するものとする。
- (3) 会長は、協議会の排出油等防除活動の実施に際し必要となる情報、資料等を逐次、本マニュアル資料編に編纂する。

(第4 訓練等の実施)

1 会員毎に実施する通常訓練等

会員は、排出油等防除活動に従事する職員に対する研修訓練を積極的に実施し、その排出油等防除対応能力の向上に努めるものとする。

2 共同訓練等

(1) 協議会においては、会員、関係行政機関、関係地方自治体等が参加する共同訓練を年一回程度実施し、会員個々の事案対応能力の他、会員相互の連携能力の向上を図るものとする。

(2) 共同訓練等は、次のようなものとする。

- a. 会員の排出油等防除の対応に関する知識の向上を図るための研修
- b. 会員の役割、対応手順等を確認するための訓練
- c. 資機材の輸送、展開、取扱慣熟を含む資機材動員訓練

3 訓練結果のフィードバック

訓練を通じて得られた教訓等は可能な限り本マニュアルの見直しに反映させてゆくものとする。

(第5 情報の連絡)

1 事故発生情報

会長は、大規模な排出油等排出事故が発生し又は発生するおそれがあることを認知した場合は、次の手順により、会員に対し別紙1の事故発生情報を通報するとともに、追加情報の収集に努めるものとする。

また、別紙6から別紙7-2のマップを活用し、流出油等の発生位置、流出油の状況を通報するものとする。

(1) 第一報

会員は大規模な排出油等排出事故が発生し又は発生するおそれがあることを認知した場合は、可能な限り別紙1事故発生情報記載事項に沿った内容を通報するものとする。

会長は、上記通報等にて油等排出事故等を認知した場合には、判明した事項を直ちに会員あて通報する。

第一報は概要までにとどめ、速報に留意する。

(2) 続報

第一報に引続き、情報収集活動等により判明した事項を順次通報する。

2 連絡系統

事故発生情報の通報は、原則としてFAXにより行うものとし、必要に応じて電話(加入電話及び携帯電話)による通話連絡についても活用するものとする。

(1) 会員の連絡先は、別紙2のとおりとする。

(2) 出動船艇等の間での通信連絡は、基本的には防災無線を使用して行う。その他の通信手段として、国際VHF、船舶電話、携帯電話等を用いて行うものとする。

3 会長への報告

事故発生情報のFAX以外の方法により受けた会員は、会長に速報するものとする。

4 排出油等事故の状況調査及び緊急的対応

会員は、自らの責務により又は必要に応じ、事故の状況調査、緊急的な対応等を実施するとともに収集した情報及び行った措置並びに排出油等の状況を別紙3の様式により会長に報告するものとする。

(第6 事故発生時の措置)

1 調整本部の設置

(1) 調整本部の構成員は別紙4のとおりする。

なお、必要に応じて、排出油等事故の原因者、P I等保険機関担当者（保険査定人を含む。）、一般財団法人海上災害防止センターの職員、その他防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者等会員以外の関係者に対し、調整本部への参画を求めものとする。

(2) 調整本部は、原則として川崎海上保安署に設置するものとする。

(3) 会長が調整本部を設置した場合の会員への連絡は、別紙5により、原則としてF A Xにより行い、構成員はすみやかに参集するものとする。

(4) 調整本部においては、主として次の事項について連絡調整を行う。

排出油等事故の状況に関する共通認識の確立

会員固有の任務、業務等に基づいて実施する排出油等防除活動の調整

(5) 会員の実施する排出油等防除活動の調整等に資するため、各会員は、一日毎の作業計画及び作業結果を調整本部に提出するものとする。

2 応援の要請

会長は、排出油等防除活動に際し、他の排出油等防除協議会、国等の応援が必要となる場合は、第三管区海上保安本部長に対し、派遣等の要請を上申するとともに、海防法第39条第3項に基づく措置命令の発動、海防法第42条の26に基づく（一財）海上災害防止センターに対する指示の発動についても上申するものとする。

3 調整本部の解散

会長は、排出油等の防除活動状況を勘案し、必要がないと判断した場合は、調整本部を解散する。

4 支援体制等

(1) 防除資機材等一覧表

排出油等事故に際しての会員及び原因者等からの要請があった場合の迅速な人員、船艇、資機材等の動員等に資するため、排出油等防除活動に必要な情報を管理する。

防除資機材等一覧表は、会長において保守・運用する。

(2) 資材の準備

上記 の他、協議会の排出油等防除活動の実施に際し必要となる情報、資料等は逐次、本マニュアル資料編に編纂する。

付 則

このマニュアルは、平成25年7月12日から施行する。

- 別紙 1 事故発生情報（船舶・海洋施設等）
- 別紙 2 会員の連絡先
- 別紙 3 排出油等の状況
- 別紙 4 調整本部の構成員
- 別紙 5 調整本部の設置通知
- 別紙 6 京浜管内グリッドマップ
- 別紙 7 - 1 京浜管内ゾーニングマップ
- 別紙 7 - 2 川崎管内ゾーニングマップ

資料

第 1 防除資器材等一覧

- 資料 1 防除機関
- 資料 2 取扱物質
- 資料 3 防除資器材
- 資料 4 防除作業船
- 資料 5 オイルフェンス取付金具設置位置図

第 2 H N S 取扱状況

- 資料 6 取扱有害液体物質一覧表
- 資料 7 有害液体物質取扱岸壁状況図
- 資料 8 有害液体物質取扱岸壁一覧表

第 3 参考資料

- 資料 9 川崎海上共同防災協議会
- 資料 1 0 石連海水油濁処理協力機構川崎・横浜支部
- 資料 1 1 京浜運河油回収スポット